

財務省告示第二百七十四号
 国債の発行等に関する省令（昭和五十七年大蔵
 省令第三十号）第七條第三項の規定に基づき、平
 成十六年五月三十一日に発行した利付国債の発行
 条件等を次のとおり告示する。
 平成十六年六月九日

財務大臣 谷垣 禎一

一	二	三	四	五	六	七	八	九	十	十一	十二
名称及び記号	発行の根拠	法律及びその適	発行方法	発行額	払込金額	最低額面金額	振替単位	発行行	発行行	利率	経過利子の
利付国庫債券（五年）（第三十五回）	財政融資資金特別会計法（昭和二十六年法律第一〇一号）第十一條第一項	社債等の振替に関する法律（平成十三年法律第七十五号）以下「振替法」という。この規定の適用を受けるものとし、その振替を	日本郵政公社法（平成十四年法律第九十七号）第二十四條第三項第四号に規定する郵便貯金資	金額	金額	金額	の記載又は記録は、最低額面金額の整数倍の金額によるものとす。	平成十六年五月三十一日	額面金額百円につき九十九円九	年〇・六パーセント	日本郵政公社総裁は、払込金額
				五万九千九百九十九億二千万円	千九百九十九億二千万円	五万九千九百九十九億二千万円	振替法の規定による振替口座簿				に

た金額を第十八号に規定する期日に払い込むものとする。

$$\frac{\text{額面金額の総額} \times 0.6}{100} \times \frac{72}{365}$$

十三 初期利子

平成十六年九月二十日を支払期とし、次の算式により算出した金額を支払う。ただし、支払期が銀行休業日に当たるときは、その翌営業日に支払う。以下、次の号及び第十五号において規定する期日について同じ。

$$\frac{\text{額面金額} \times 0.6}{100} \times \frac{1}{2}$$

十四 第二期利子以後

毎年三月二十日及び九月二十日を、その日以前六月間に属する利子を支払う。

十五 償還期限

平成二十一年三月二十日額面金額百円につき百円

十六 元利支

平成十六年五月三十一日

十七 払込期日

十八 払込期日